

三井の郷名が起つたとするものは誤である。
ヒメノトホリ 姫の通 鳳至郡打越から本江・渡合・長澤・小泉・洲衛を経て、中居に出る間を姫の通というた。

ヒモオトシ 紐落 ↓ウヒゴト 初事。

ヒモノメン 樋物免 祇陀寺文書貞和三年七月廿五日寄進狀に、能美郡廣瀬村内瀬切野の西至に、『南限御堂谷并如來寺大門大通。但除金鏡宮樋物免在家。』とある。瀬切野は後の瀬木野村であるが、こゝに金鏡宮所屬の樋物免の在家があつたのである。樋物は樋物の假字で、樋の薄板で作つた曲物の義。樋物免は大和地方にもあり、樋物師にしてその製品を神社に上納する義務を免除せられることをいふのである。

ヒモノリ 紐海苔 元祿の産物書上帳に、鳳至郡藤沢から紐海苔を産することを載せる。紐海苔は經の紐海苔のことであるから、このあたり一帯に産したのであらう。

ヒヤカタゴヨウ 火矢方御用 前田利常の代、寛永十五年小川七郎左衛門が父久次の遺跡を襲ぎ、高麗火矢打御用願の通り命ぜられたのがその初である。七郎左衛門承應二年新知百五十石を受けたが、歿後實子が幼少であつた爲、寛文六年遺知の内百石を養子權右衛門に賜はり、次いで十一年義弟七赤に殘知五十石を與へられ、是より兩家となつて火矢方御用を世襲した。祖久次は朝鮮役に伴はれて來り、大坂に居て山海久次忠勝というたのを、前田利長が召出して小川氏に改めたものである。

ヒヤクカクエン 百鶴園 金澤に於ける蕨風俳人の庵號。初め北枝之を稱したが、北枝

門の希因、希因の子後川、後川の子北莖、春之坊、後川門の世涼・舍涼・舞杖、梅室門の雪杖之を襲いだ。

ヒヤクガラス 百がらす 一冊。小松の俳人宇中編。京井簡屋庄兵衛板。扉に繪抄辭と題してある如く、多くの挿語を用ひて之に因んだ句を釋し、又四季鳥の句及び混雜の句、鳥の四歌仙をも收めてある。宇中が巻頭の文に、寶永三龍軒内成林鐘下流の日付がある。

ヒヤクケンホリ 百間堀 金澤城石川門外西方一帯の塹壕で、古くは蓮池といつたものである。今埋立て、道路となつてゐる。

ヒヤクケンホリオウライ 百間堀往來 金澤城外百間堀線の道路である。藩政中は北方紺屋坂口に紺屋坂門なる番所があり、東方尻谷口には柵門とて是にも番所があり、南方廣坂方面には坂下門と稱する番所が在つて、足輕の番人等晝夜警衛し、登城者の外男女雜人の通行を禁ぜられた。元祿十四年六月廿六日の覺書に、『紺屋坂腰掛脇御門より蓮池の方へ通抜候事不仕管。御用に而相通り候面々は押被遣置。』とあるものは是である。後文政三年八月十八日一般に通行を許されたといへ、尙荷物を持ちたる商人等及び夜中の往來を禁ぜられた。明治二年十一月版籍奉還に付き、藩主前田慶寧城地を退去の後諸門を撤し、番所も取除いて普通の往來となつた。

ヒヤクケンホリゲバ 百間堀下馬 金澤城外紺谷坂高、石川御門前に腰掛が建てられてゐて、登城の諸士の邊にて下馬し、乗馬・供人はその腰掛で休息した。故に百間堀下馬とも石川御門下馬ともいふた。

ヒヤクコウイン 白光院 白山本宮の長吏

の住坊の號であつた。天文十三年十一月三日の書簡に、『蔡妻御料所加州輕海郷御代官職事、被仰付下白山長吏白光院院。』とあるのは、澄意法印のことであり、元祿十六年長吏澄意の白山問答には、『白光院觀音寺など、唱へけるは、澄勝法印長吏職之内、京都一門の方々へ白光院と誓書仕由亡父語り申。何事も時の宜しきに寄るべきなり。』とある。澄勝は澄意の祖父であり、天正十二年からの長吏である。白光院の號は藩末まで引續いて用ひられた。白山寺は古來天台宗であつたが、後世の白光院は眞言宗に歸した。蓋し元祿の白山嶺上神祠修營に關する争議の際、長吏が金剛峰寺の後援に倚頼した以後のことであらう。

↓シラヤマソウギ 白山争議(四)、元祿の争議。

ヒヤクゴウダニ 百合谷 ビヤコ 能美郡大嵐山と青柳山との間に溪谷で、その水牛首川に入る。

ヒヤクコウヒセウ 百工比照 寛文以來前田綱紀が領内探漆・染色・木材・紙・組物等各種作品の標本を類聚したもので、現今前田家に四箇の箆笥を存してゐる。

ヒヤクゴウモンジヨ 百合文書 京都東寺所藏の古文書で、大小の桐材書櫃百合に藏められたもの。その蓋裏には『加州太守從四位下左近衛權中將菅原綱紀朝臣遣使請齋寫當寺寶庫所用文書。弊寺感其好古許諾焉。終功之日新造書櫃壹佰見寄進當寺。以藏舊本也。因記其緣由於函蓋遺于後世云。于時貞享二歲次乙丑冬十一月穀日。東寺。』または『貞享二年歲次十一月日。東寺。右賀州羽林所被寄進之也。』など、記されてゐる。

ヒヤクサイモノ 百歳者 ↓ヨウロウ 養老。

ヒヤクシヨウタキ 百四丈瀧 能美郡尾添の地内で、白山への登路からそれを望み得る。一に千仞瀧ともいひ、尾添川の支流丸石川の源に懸る。

ヒヤクシヨウ 百姓 藩政の時百姓とは、農民のうち田地即ち高を有するもの、總稱であり、その高の少きを小百姓、多きを長百姓といふた。長百姓は夙く慶長九年五月廿六日の法令に見えて、おとな百姓とも書いてある。又たとひ農業に従事するものでも、若し尺寸の土地すら有しなければ、それは頭振といふて百姓ではなかつた。十二冊御定書に『百姓手前つづれ、頭振に成候は云々。』とあるのはこの意味である。↓アタマフリ 頭振。

ヒヤクシヨウカセギヤマ 百姓稼山 ↓ヒヤクシヨウモチヤマ 百姓持山。

ヒヤクシヨウジブンバヤシ 百姓自分林 ↓ヒヤクシヨウモチヤマ 百姓持山。

ヒヤクシヨウツケ 百姓附 藩の給人が御算用場から知行所附を與へられる時は、その知行所の村を支配する十村から、百姓某の田地草高何石をこれに當るといふことを認めた書附を給人に出した。百姓附といふものは是である。百姓はこの草高に村免を乗じた租額を給人に納めるわけである。

ヒヤクシヨウバシ 百姓橋 金澤橋梁記に、『百姓橋、本多家中出口とあるが、今は絶えて無い。舊傳に、昔川上新町の法然寺が百姓町慶覺寺の向小路にあつて、その頃此の町から本多氏下屋敷に往來する橋を法然寺橋といひ、倉月用水に架けられてゐたといふ。百姓